

No	問題 1 (No, 72~83)	○×	コメント
72	(踏切有り)この標識がある場所では、一時停止した後、左右を見て電車がきていないことと、警音器がなっていないことを確認して、自転車から降りて押してわたった。 	○	降りて押してわたる時に後方確認も大切だね。
73	(学校、幼稚園保育所等あり)このひょうしきがある場所では、自動車は注意して通ってくれるので、道路で遊んでも危険ではない。 	×	様々な車両が通るので道路では、遊んではいけません。
74	(自転車通行止め)この標識がある場所では、自転車は通行できないので、自転車から降りて押して通行した。 	○	自転車を降りて押しせば、歩行者と同じとなります。但し、歩行者のじゃまにならないように押します。
75	(自転車専用)この標識がある道路では、普通自転車は、必ずこの道路を走行しなければならない。 	○	普通自転車以外の車と歩行者の通行が禁止されています。
76	(自転車及び歩行者専用)この標識がある歩道では、普通自転車は、歩道を通行することが出来る。 	○	歩道を通行できる場合も、歩行者が優先です。自転車は、車道側を走行します。歩行者に危険をあたえるおそれがある時は、降りて押しませ
77	(一方通行)この標識と、その下に「自動車・原付」と書いてある補助標識がある場所は、自動車も自転車も矢印の反対方向に進んではいけない。 	×	この標識のあるところでは、自転車通行できますが、車にじゅうぶん注意して走行しましょう。
78	(自転車一方通行)この標識がある場所では、自転車は矢印の反対方向に走行してはいけない。 	○	自転車専用道やサイクリングロードなどにある標識です。
79	(一時停止)この標識は、自動車は一時停止するが、自転車は左右に注意して走行すれば、止まらなくても良い。 	×	自転車も、自動車も、車両は必ず一時停止して、左右を確認、後ろの安全を確認して進みます。
80	(並進可)この標識がある道路では、自転車は3台まで並んで走行することが出来る。 	×	2台まで可能です。この標識がない所では、2台で横並びで走ることとは出来ません。
81	(自転車横断帯)この標識がある場所では、自転車は必ず自転車横断帯を通行しなければならない。 	○	横断歩道などに設置されています。
82	(自転車専用通行帯)普通自転車は、この専用通行帯の中では、どちらの方向に走行しても良い。 	×	矢印がある専用通行帯では、その矢印の方向に進みます。
83	(歩行者専用)この標識がある場所では、児童が乗った自転車も自転車から降りて押して歩きましょう。 	○	歩行者専用歩道では、自転車を必ず押して歩きます。